

令和5年度 市町村職員の給与・定員管理の状況



高知県
Kochi Prefecture

令和6年3月

総務部市町村振興課

I 給与の状況

1 給与水準について

市町村における適正な給与水準は、国及び他の地方公共団体並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して、適正であるかどうかを判断して各市町村が決定するものです。

給与制度の適正性を担保するため、地方公務員法において情報公開の取組が求められており、各市町村においてもそれぞれのホームページなどにおいて、給料月額、各種手当及び給与水準等についての公表を行っているところです。

県内の市町村の平均給料月額については、令和4年度の人事院勧告に伴う増額改定の影響により昨年度と比較すると増加しています。また、国との相対的な給料水準を比較したラスパイレス指数については、近年は横ばいの状況にあります。

(1) 職員の平均給与月額及び年齢

一般行政職の平均給料月額は303,609円となっており、昨年の302,651円と比べ958円高くなっています。

一般行政職の平均給与月額は362,157円となっており、昨年の359,391円と比べ2,766円高くなっています。

また、平均年齢は昨年度と同様、41.2歳となっています。

市町村別の一覧は「職員数及び平均給与月額の状況」のとおりです。

◆職員数及び平均給与月額の状況

(単位：人、歳、円)

市町村	総職員数	うち一般行政職	全職種						うち一般行政職		
			平均年齢	平均給与月額		平均給与月額	平均年齢	平均給与月額			
				平均給料月額	諸手当月額			平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	
高知市	2,842	1,458	41.3	312,900	67,924	380,824	41.8	318,200	69,035	387,235	
室戸市	257	156	39.3	287,100	44,530	331,630	39.3	289,600	40,224	329,824	
安芸市	274	137	41.3	295,400	45,542	340,942	41.4	305,100	47,201	352,301	
南国市	448	232	39.6	289,900	73,136	363,036	40.2	296,600	85,280	381,880	
土佐市	520	147	42.0	310,000	73,267	383,267	41.6	301,800	60,677	362,477	
須崎市	265	212	41.8	300,700	39,697	340,397	41.8	301,500	43,734	345,234	
宿毛市	296	183	40.5	299,000	66,931	365,931	41.6	309,800	78,204	388,004	
土佐清水市	281	145	42.9	294,100	43,325	337,425	42.4	301,300	49,520	350,820	
四万十市	555	251	41.6	300,000	72,436	372,436	40.4	291,300	80,697	371,997	
香南市	457	229	39.9	290,300	56,923	347,223	40.8	298,200	59,513	357,713	
香美市	404	218	40.8	296,200	41,202	337,402	42.0	305,700	42,874	348,574	
市計	6,599	3,368	41.1	303,792	62,615	366,407	41.4	307,730	64,160	371,890	
東洋町	58	36	41.2	291,400	22,485	313,885	41.6	299,200	23,983	323,183	
奈半利町	63	42	40.8	282,100	41,359	323,459	39.3	282,800	47,024	329,824	
田野町	53	36	38.4	286,700	41,938	328,638	39.5	299,300	45,723	345,023	
安田町	56	43	41.8	298,100	36,864	334,964	41.1	296,600	30,715	327,315	
北川村	44	32	41.8	306,000	50,950	356,950	40.0	301,400	57,017	358,417	
馬路村	42	29	38.9	291,300	53,230	344,530	40.0	293,600	43,652	337,252	
芸西村	64	43	41.5	301,200	58,076	359,276	41.3	303,400	62,430	365,830	
本山町	181	68	44.0	299,400	92,963	392,363	40.8	296,500	60,352	356,852	
大豊町	92	65	39.8	283,200	76,093	359,293	40.8	289,800	85,446	375,246	
土佐町	76	53	43.0	315,300	67,565	382,865	43.7	320,800	72,544	393,344	
大川村	21	16	40.7	295,100	52,204	347,304	41.8	302,600	44,050	346,650	
いの町	487	179	42.8	295,200	52,409	347,609	41.2	301,500	40,791	342,291	
仁淀川町	135	97	43.5	314,600	59,152	373,752	42.9	312,300	46,173	358,473	
中土佐町	136	99	42.0	304,300	33,660	337,960	43.2	312,600	35,044	347,644	
佐川町	240	89	42.0	290,000	65,456	355,456	41.7	288,200	34,965	323,165	
越知町	116	74	41.8	299,100	33,898	332,998	41.2	302,600	40,134	342,734	
禰原町	126	62	40.1	279,100	64,872	343,972	38.8	281,200	40,156	321,356	
日高村	73	63	40.6	291,300	48,537	339,837	40.3	287,700	45,523	333,223	
津野町	117	82	40.2	284,100	50,963	335,063	39.9	282,700	48,032	330,732	
四万十町	354	208	40.9	291,400	59,658	351,058	40.6	290,900	47,079	337,979	
大月町	168	71	40.4	285,300	57,236	342,536	36.8	275,600	46,253	321,853	
三原村	48	34	40.1	267,200	27,933	295,133	38.4	260,800	33,338	294,138	
黒潮町	184	121	41.3	294,700	49,789	344,489	41.3	293,300	54,581	347,881	
町村計	2,934	1,642	41.6	293,683	55,587	349,270	40.9	295,158	47,034	342,192	
市町村計	9,533	5,010	41.3	300,681	60,452	361,133	41.2	303,609	58,547	362,157	

「全職種」とは……

一般行政職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職、高校教育職、小中（幼稚園）教育職など全ての職種です。

「一般行政職」とは……

一般の事務等を行う職員のことであり、全職種から教育公務員等を除いた職種のうち、税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員です。

平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額とは……

平均給料月額とは、給料月額に給料の調整額、教職調整額及び現給保障分を加えた額です。

諸手当月額は、月ごとに支払われることとされている、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の額を集計した額です（期末手当、勤勉手当、災害派遣手当等は含みません。）。

平均給与月額は、平均給料月額と諸手当月額の合計です。

特殊勤務手当、時間外勤務手当等、実績により支払われる手当の額は、4月分の実績の値です。

※各団体の職員数は、教育長を除く人数です。

平均給与月額は端数処理により平均給料月額＋諸手当月額とならない場合があります。

平均年齢は、10進法で算出しています。

I 給与の状況

1 給与水準について

(2) ラスパイレス指数の状況

市町村間の給与水準を比較する主な方法として、ラスパイレス指数が使われています。

ラスパイレス指数とは、職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、給料月額の高低を見る指数です。

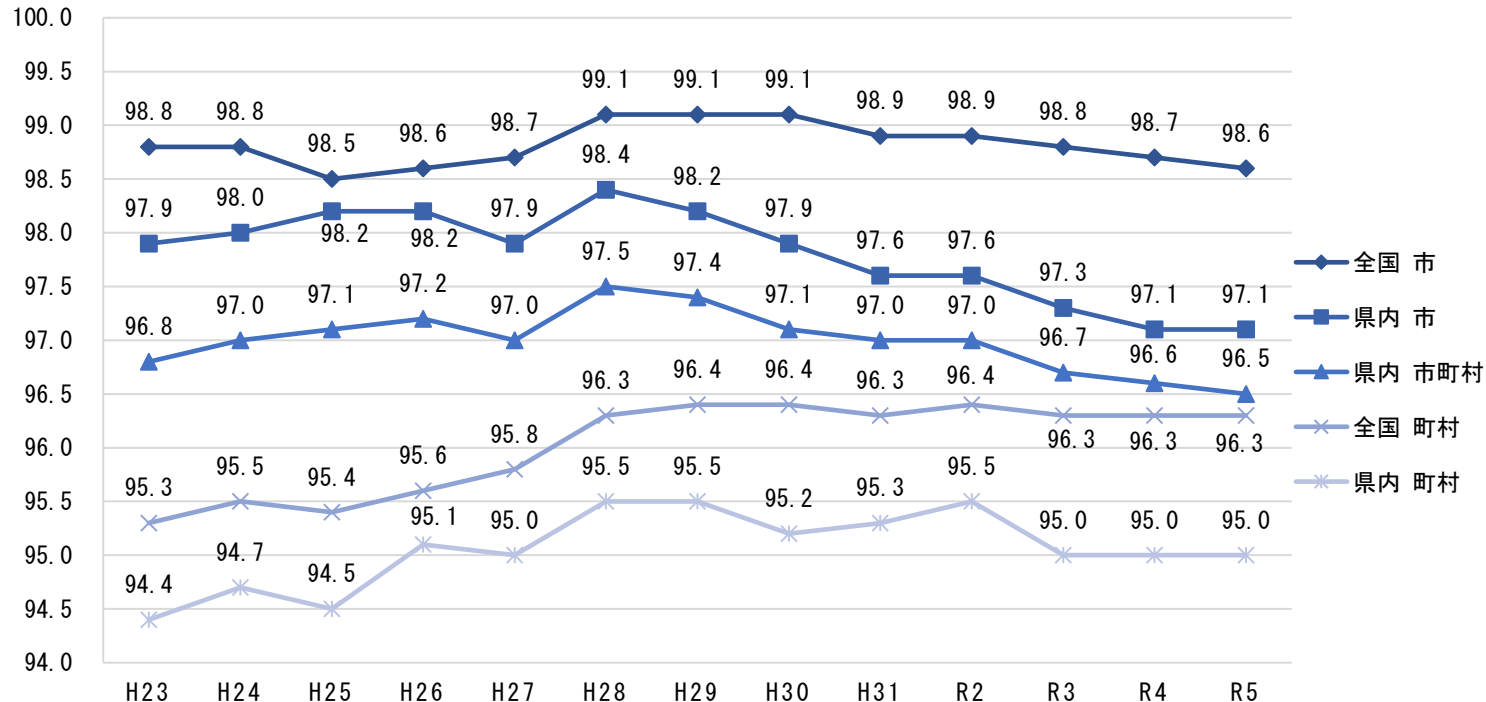
国の職員構成に対して、各市町村の構成区分ごとの平均給料月額を適用した給料総額を算定し、国の総額を100として指数で表したものです。

国と同じ水準であれば100、国より高い場合は100を超え、低ければ100未満となります。

- ・ 県内市 : 97.1 (対前年比±0 【全国市 98.6 対前年比△0.1】)
- ・ 県内町村 : 95.0 (対前年比±0 【全国町村 96.3 対前年比±0】)
- ・ 県内市町村 : 96.5 (対前年比△0.1)

※県内市町村に100超の団体は無し【参考：高知県：98.7 (前年比△0.1)】

◆ラスパイレス指数の推移



※H24、H25の数値は、国家公務員における給与減額措置の影響を加味しない数値。
同措置の影響を加味した場合、県内市 (H24:106.0、H25:106.3)、県内町村 (H24:102.5、H25:102.3)、県内市町村 (H24:104.9、H25:105.0)、全国市 (H24:106.9、H25:106.6)、全国町村 (H24:103.3、H25:103.2)、となる。

◆市町村別ラスパイレス指数

市町村	R5. 4. 1	R4. 4. 1	対前年比
高知市	98.9	98.8	0.1
室戸市	96.9	97.3	△ 0.4
安芸市	95.2	94.5	0.7
南国市	95.9	95.8	0.1
土佐市	96.9	97.3	△ 0.4
須崎市	97.0	97.1	△ 0.1
宿毛市	96.7	97.0	△ 0.3
土佐清水市	95.8	95.5	0.3
四万十市	94.9	94.8	0.1
香南市	95.4	95.7	△ 0.3
香美市	94.2	94.2	0.0
市計	97.1	97.1	0.0
東洋町	96.0	94.9	1.1
奈半利町	97.0	96.4	0.6
田野町	97.5	97.4	0.1
安田町	94.6	94.2	0.4
北川村	96.7	96.8	△ 0.1
馬路村	96.0	93.6	2.4
芸西村	95.1	93.8	1.3
本山町	95.3	95.1	0.2
大豊町	91.9	92.3	△ 0.4
土佐町	97.3	97.8	△ 0.5
大川村	92.0	93.0	△ 1.0
いの町	96.5	97.1	△ 0.6
仁淀川町	94.1	94.7	△ 0.6
中土佐町	96.8	97.5	△ 0.7
佐川町	90.6	91.6	△ 1.0
越知町	95.6	95.5	0.1
橋原町	91.8	90.5	1.3
日高村	95.9	97.0	△ 1.1
津野町	94.0	94.1	△ 0.1
四万十町	94.8	94.2	0.6
大月町	96.2	97.3	△ 1.1
三原村	95.0	96.7	△ 1.7
黒潮町	94.9	95.1	△ 0.2
町村計	95.0	95.0	0.0
市町村計	96.5	96.6	△ 0.1

I 給与の状況

2 給料表について（一般行政職の場合）

給料表の設定にあたっては、国の給料表の構造を基本にした上で、国家公務員や他の地方公共団体の職員、地域の民間給与水準等を考慮して定めるべきとされています。

県内においては、全ての市町村で国に準じた構造・水準の給料表となっています。

また、市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数の級を設けることとされています。

県内の市町村の給料表の級数については、高知市は8級、その他の市町村は6級まで設定されています。

給与は、職務給の原則により、その職務と責任に応ずるものでなければなりません。各市町村には、各等級に対応する職務や責任の度合いを適切に定めるとともに、職員の適正な昇格運用を通じて上位級の職員構成割合を管理していくことが求められます。

上位級の職員構成については「級別職員構成の状況（一般行政職）」のとおりです。

※各団体の職員数は、再任用職員や行政職給料表が適用外の一般行政職を除く人数です。

◆級別職員構成の状況（一般行政職）

（単位：人、％）

市町村	職員数 合計	うち4級以上職員		うち5級以上職員	
		構成比		構成比	
高知市	1,428	797	55.8	345	24.2
室戸市	153	75	49.0	50	32.7
安芸市	137	59	43.1	38	27.7
南国市	232	120	51.7	51	22.0
土佐市	141	74	52.5	49	34.8
須崎市	202	95	47.0	48	23.8
宿毛市	183	115	62.8	45	24.6
土佐清水市	142	82	57.7	42	29.6
四万十市	247	108	43.7	58	23.5
香南市	229	100	43.7	62	27.1
香美市	217	99	45.6	55	25.3
市計	3,311	1,724	52.1	843	25.5
東洋町	36	14	38.9	11	30.6
奈半利町	40	18	45.0	14	35.0
田野町	36	19	52.8	14	38.9
安田町	42	19	45.2	14	33.3
北川村	32	18	56.3	11	34.4
馬路村	41	14	34.1	12	29.3
芸西村	43	19	44.2	15	34.9
本山町	66	33	50.0	18	27.3
大豊町	64	24	37.5	12	18.8
土佐町	52	34	65.4	14	26.9
大川村	16	7	43.8	5	31.3
いの町	174	82	47.1	51	29.3
仁淀川町	97	56	57.7	24	24.7
中土佐町	99	59	59.6	27	27.3
佐川町	89	40	44.9	22	24.7
越知町	74	40	54.1	20	27.0
禰原町	62	19	30.6	15	24.2
日高村	60	26	43.3	17	28.3
津野町	79	27	34.2	23	29.1
四万十町	205	106	51.7	48	23.4
大月町	71	28	39.4	20	28.2
三原村	32	8	25.0	8	25.0
黒潮町	114	52	45.6	28	24.6
町村計	1,624	762	46.9	443	27.3
市町村計	4,935	2,486	50.4	1,286	26.1

I 給与の状況

3 技能労務職給料表について

国では、守衛、用務員、自動車運転手等の技能労務職員については、その職務に応じた給与の支給を行うという観点から、一般の事務等を行う職員（行政職）の行政職俸給表（一）とは別に、行政職俸給表（二）を定め、これにより給与を支給しています。

市町村において技能労務職員の従事する職種は、一般的に国の行政職俸給表（二）対象職種と同じ職種に属する者が多く、行政職俸給表（二）を基準とした給料表を用いることが適当と考えられています。

各市町村が行政改革を進めた結果、技能労務職員のいる団体は26団体で、人数は513人（昨年526人 △13人）と、減少傾向にあります。

技能労務職員のいる26団体のうち、国の行政職俸給表（二）に準じた給料表を定めているのは、8市15町村となっています。

県内の市町村の技能労務職員と国の行政職俸給表（二）を適用されている職員との給料水準をラスパイレース指数を使用し比較すると、県全体で107.4（昨年108.9 △1.5）となっており、依然国の給料水準を上回っています。

技能労務職員の給料については、国の行政職俸給表（二）を適用されている職員や、地域の民間の同種の職種に従事する者との均衡を確保するため、引き続き、行政職俸給表（二）に準じた給料表の適用を進めていく必要があります。

市町村別の一覧は、「技能労務職給料表の状況」のとおりです。

※全ての技能労務職員が再任用職員であるためラスパイレース指数の比較対象とならない

◆技能労務職給料表の状況

（単位：人）

市町村	技能労務職職員数		給料表の構造		ラスパイレース指数 (R5.4.1)
	R5.4.1	R4.4.1	国公行(二) 準拠	無 (行政職給 料表適用)	
高知市	210	216	○		118.1
室戸市	4	4	○		84.2
安芸市	22	21	○		107.1
南国市	28	29	○		114.9
土佐市	30	32		○	112.9
須崎市	10	10		○	122.4
宿毛市	6	10	○		116.6
土佐清水市	38	35	○		98.7
四万十市	31	32	○		112.2
香南市	16	17		○	112.9
香美市	8	7	○		103.0
市計	403	413	8	3	108.7
東洋町	4	4	○		103.9
奈半利町	2	3	○		101.0
田野町	0	0	—	—	—
安田町	2	3	○		95.0
北川村	2	2	○		99.3
馬路村	0	0	—	—	—
芸西村	0	0	—	—	—
本山町	13	13	○		91.1
大豊町	3	2	○		92.3
土佐町	1	2	○		120.8
大川村	0	0	—	—	—
いの町	23	22	○		109.5
仁淀川町	1	1	○		100.7
中土佐町	1	2	○		※
佐川町	10	10	○		92.5
越知町	10	10	○		99.2
禰原町	0	0	—	—	—
日高村	0	0	—	—	—
津野町	0	0	—	—	—
四万十町	0	0	—	—	—
大月町	27	27	○		109.3
三原村	3	3	○		85.8
黒潮町	8	9	○		117.3
町村計	110	113	15	0	103.5
市町村計	513	526	23	3	107.4

I 給与の状況

4 諸手当について

市町村職員の各種手当については、地方自治法第204条により種類が定められており、額・支給方法については、条例で定めなければならないとされています。

県内市町村で支給されている手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当があります。

(1) 通勤手当

交通機関等を利用して通勤する職員に支給される手当で、実際の運賃等の負担に応じた額が支給されます。

県内では、全ての市町村が制度を設けていますが、自家用車使用者に対し、使用距離区分や支給額において、国と異なる取扱いがなされている団体も見受けられます。

(2) 特殊勤務手当

著しく危険な勤務や特殊な勤務など、その勤務の特殊性に応じて支給される手当で、勤務の種類により月、日、時間又は回数を単位として定額で支給されます。

県内では、4市町村（須崎市・奈半利町・北川村・越知町）を除く30市町村が制度を設けています。

特殊勤務手当の支給については、絶えずその必要性や妥当性を検証し、適切な見直しや是正を行うことが必要です。

(3) 期末・勤勉手当

民間における賞与等（いわゆるボーナス）の特別給に相当する手当として、1年を2回に分け職員に支給される手当です。

期末手当は、給料月額等（支給基礎額）に定めた支給割合を乗じて得た額が支給されます。また、勤勉手当は、給料月額等にその職員の勤務成績に応じて決められる割合（成績率）を乗じて得た額が支給されます。

期末手当：給料月額等 × 支給割合 × 在職期間別割合

勤勉手当：給料月額等 × 期間率 × 成績率

勤勉手当については、民間の賞与等のうちの成績査定分に相当する給与であることから、職員の勤務成績及び勤務の状況に応じた支給となるよう、人事評価の結果を基礎として支給することが求められます。

Ⅱ 定員管理の状況

1 職員数の推移

県内の市町村職員数は、9,533人で、前年と比べて12人減少（増減率△0.1%）となりました。平成13年から平成26年にかけて14年連続減少し、平成27年から令和2年まで増加傾向を示していましたが、令和3年に減少に転じ、令和4年に再び増加となるも、令和5年は再び減少となりました。平成に入り最多であった平成12年と比べると2,092人減少（同△18.0%）しています。

なお、県内の市町村においては、『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）に基づき、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員削減目標を掲げた「集中改革プラン」を策定し、定員の削減に取り組んできました。

集中改革プランの期間終了後は、各団体において、地域の実情に応じ、必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施していくため、定員管理計画を策定するなど、自主的かつ適正な定員管理に取り組んでいます。

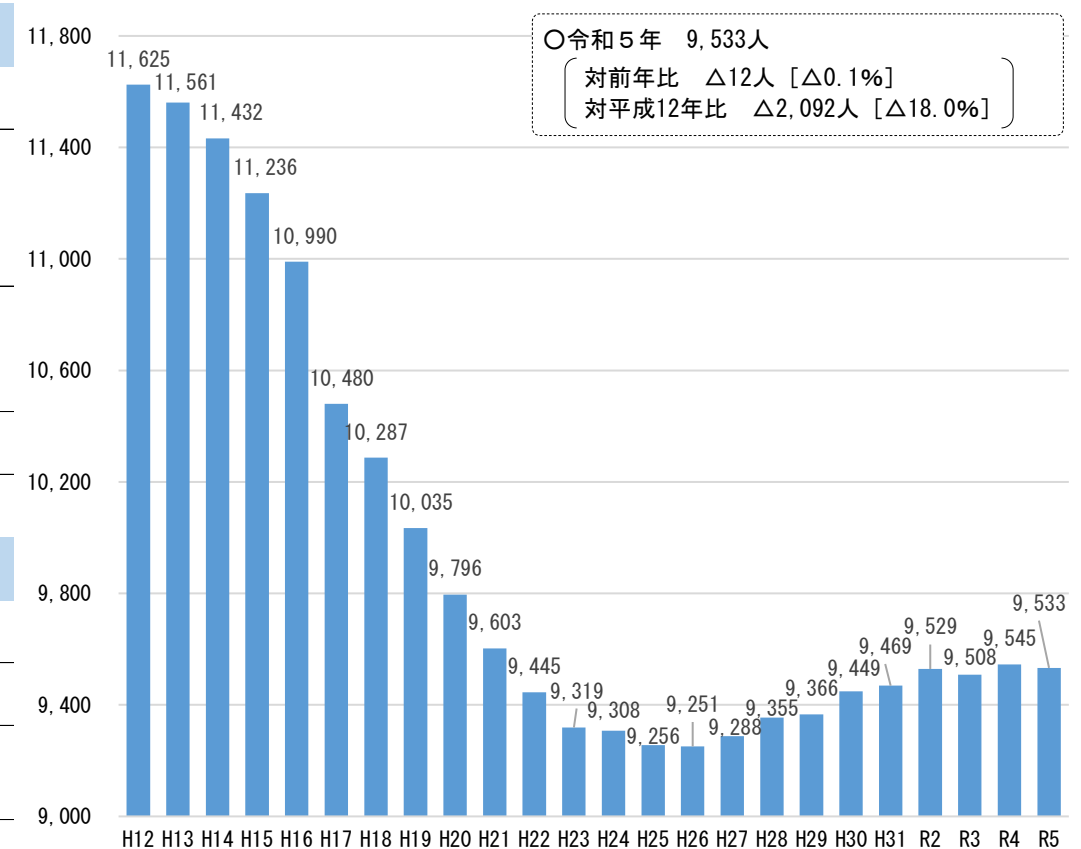
○職員数の増加・減少が大きい団体（※高知市を除く）

団体名	総職員数	前年比	主な要因
↗ 香南市	457人	+14人 (+3.2%)	・機構改革に伴う拡充 ・子ども子育て支援関連の増
↗ 香美市	404人	+10人 (+2.5%)	・総務・企画部門（支所含む）、福祉事務所、国民健康保険事業部門、介護保険事業部門等の事務事業増加による体制強化 ・消防部門の新型コロナウイルス感染症等の対応に係る体制強化
↘ 四万十市	555人	△6人 (△1.1%)	・介護保険事業部門の配置見直しによる体制縮小 ・四万十市立市民病院の病棟一部閉鎖による看護師不補充
↘ 梶原町	126人	△5人 (△3.8%)	・職員の早期退職

○部門ごとにみた主な増加・減少要因

部門	総職員数	前年比	主な要因
↗ 総務・企画	1,532人	+10人 (+0.7%)	・機構改革に伴う拡充 ・デジタル化関連業務の強化による増
↗ 衛生	777人	+6人 (+0.8%)	・保健師の欠員補充 ・子ども子育て支援関連業務の強化による増
↘ 民生	1,891人	△24人 (△1.3%)	・新型コロナウイルス感染症対策関連業務の縮小による職員の平準化 ・高齢者、障害者等への福祉サービス業務の欠員不補充
↘ 土木	596人	△10人 (△1.7%)	・土木技術者の確保困難による欠員不補充

◆県内市町村職員数の推移（各年4月1日現在）



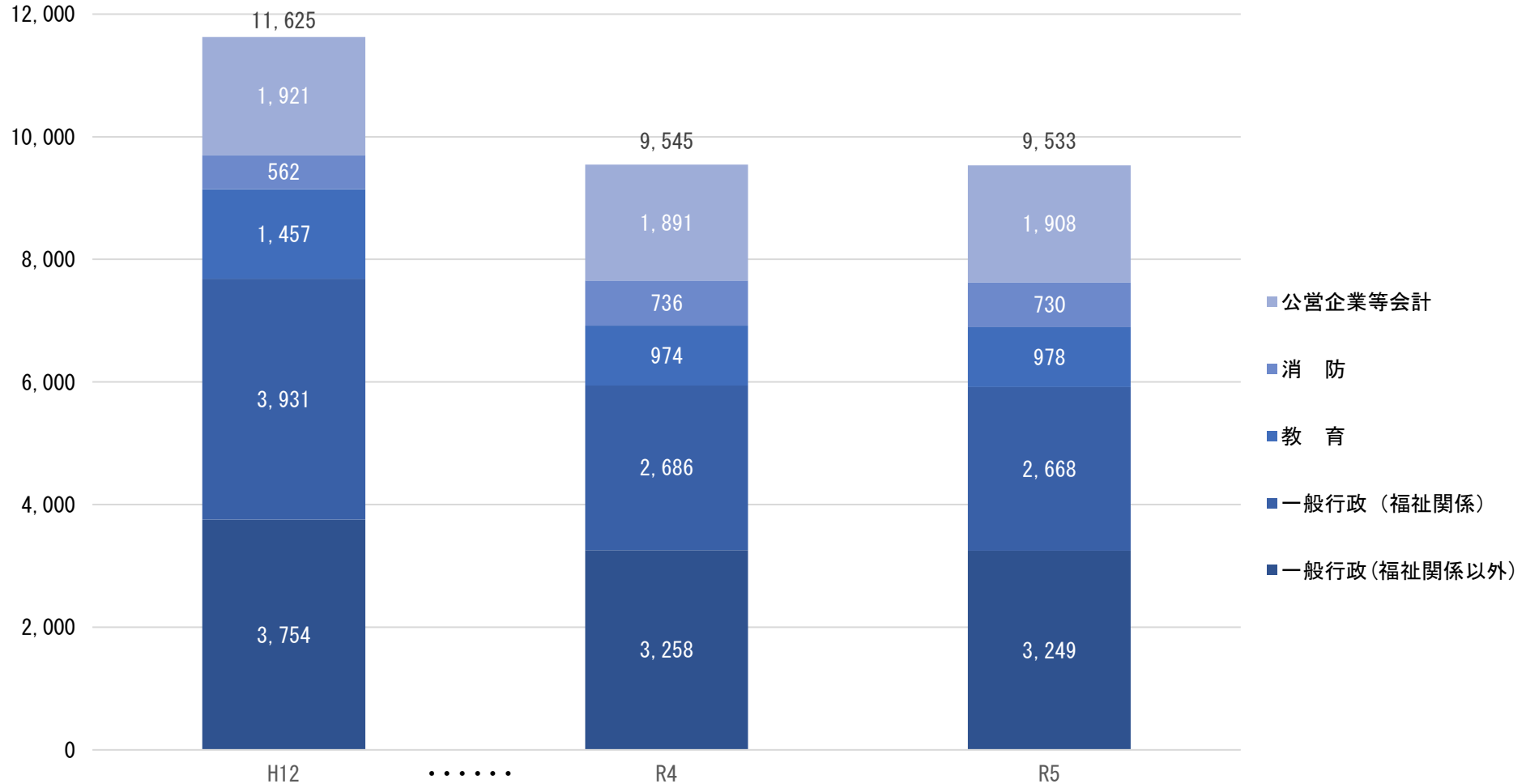
Ⅱ 定員管理の状況

2 部門別職員数の状況

県内の市町村の職員数を行政分野別にみると、一般行政部門（福祉関係以外）が3,249人（対前年比△9人 [△0.3%]）、一般行政部門（福祉関係）が2,668人（同△18人 [△0.7%]）、教育部門が978人（同+4人 [+0.4%]）、消防部門が730人（同△6人 [△0.8%]）、公営企業等会計部門が1,908人（同+17人 [+0.9%]）、合計9,533人（同△12人 [△0.1%]）となっています。

市町村別の一覧は、次ページ「市町村別部門別職員数の状況」のとおりです。

◆部門別職員数の比較



【部門について】

「一般行政部門」とは……議会事務局、総務・企画、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木の各部門（教育を除く各種行政委員会を含む。）の総称です。

「一般行政部門（福祉関係）」とは……一般行政部門のうち、民生、衛生部門をいいます

「公営企業等会計部門」とは……病院、水道、下水道、交通、その他（国保事業、収益事業、介護保険事業等）の各部門の総称です。

Ⅱ 定員管理の状況

2 部門別職員数の状況

市町村別の一覧は、「市町村別部門別職員数の状況」のとおりです。

なお、定員管理計画については、20市町村が策定し、主体的、計画的に適正な定員管理の推進に取り組んでいます。

◆市町村別部門別職員数の状況

(単位：人)

市町村	一般行政		計	教 育 門	消 防 門	公 営 企 業 計 画 部	合 計	対 前 年 比 増 減	定 員 管 理 計 画 策 定
	福祉関係以外	福祉関係							
	高 知 市	830							
室 戸 市	109	63	172	16	51	18	257	△ 3	○
安 芸 市	104	84	188	25	38	23	274	△ 1	○
南 国 市	155	132	287	57	67	37	448	0	○
土 佐 市	102	85	187	30	50	253	520	0	
須 崎 市	136	49	185	43	0	37	265	△ 3	○
宿 毛 市	122	107	229	24	0	43	296	1	
土佐清水市	92	64	156	15	37	73	281	8	
四万十市	170	191	361	37	0	157	555	△ 6	
香 南 市	154	144	298	74	49	36	457	14	
香 美 市	148	130	278	35	60	31	404	10	○
市 計	2,122	1,983	4,105	685	730	1,079	6,599	△ 10	6
東 洋 町	24	22	46	5	0	7	58	2	○
奈半利町	26	20	46	12	0	5	63	3	○
田 野 町	25	16	41	9	0	3	53	0	
安 田 町	28	15	43	11	0	2	56	0	
北 川 村	24	12	36	8	0	0	44	△ 1	○
馬 路 村	22	16	38	2	0	2	42	△ 3	
芸 西 村	31	18	49	10	0	5	64	1	○
本 山 町	38	26	64	6	0	111	181	2	○
大 豊 町	44	26	70	8	0	14	92	△ 2	○
土 佐 町	40	25	65	5	0	6	76	2	○
大 川 村	12	6	18	2	0	1	21	△ 1	
い の 町	124	94	218	48	0	221	487	7	
仁淀川町	67	26	93	11	0	31	135	△ 3	○
中土佐町	71	42	113	10	0	13	136	△ 4	○
佐 川 町	62	33	95	21	0	124	240	△ 2	○
越 知 町	56	33	89	18	0	9	116	△ 1	○
禰 原 町	39	21	60	18	0	48	126	△ 5	○
日 高 村	44	14	58	10	0	5	73	△ 1	
津 野 町	46	31	77	21	0	19	117	3	○
四万十町	142	80	222	28	0	104	354	3	○
大 月 町	48	36	84	11	0	73	168	1	
三 原 村	25	13	38	5	0	5	48	1	
黒 潮 町	89	60	149	14	0	21	184	△ 4	
町 村 計	1,127	685	1,812	293	0	829	2,934	△ 2	14
市町村計	3,249	2,668	5,917	978	730	1,908	9,533	△ 12	20